

令和7年4月24日
土木部工事第二課

議会の委任による専決処分の報告
(歩行者の転倒事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 平成30年6月9日(土)午前8時30分頃
(天気:曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)が管理する区道において、乙が歩行中にL型側溝と汚水柵との間に出来た段差(約6cm)に躓き転倒し、右頬を負傷した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

- 2 乙への損害賠償額 300,000円
(特別区自治体総合賠償保険により全額補てんされる。)

- 3 専決処分日 令和7年4月11日